

青山学院校友会中央支部会則（現）

（役員任期と重任制限）

第 10 条 2.役員は、再任することができる。但し、支部長・副支部長・常任幹事は夫々3期(6年)、幹事は5期(10年)を越えて再任してはならない。

（役員定年）

第 12 条 支部長は、選出時満75歳未満とし、その他の役員は選出時満70歳未満とする。但し、任期中に定年に達した時は、残存任期中は役員地位に留まるものとする。

2.前項に拘らず本会則第9条第2項に定める幹事については、同好会側の事情により満70歳未満の適任者を推薦できない場合には満75歳未満を条件として幹事会の承認を得た上で幹事に推薦・承認することが出来る。

付 則

2.施行・改正

昭和54年(1979年) 5月28日 支部設立と同時に制定し、施行する。

昭和62年(1987年) 5月20日 第7条改正。

平成元年(1989年) 5月23日 第5条改正。

平成7年(1995年) 5月24日 全面改正し、同日施行する。

平成11年(1999年) 5月21日 第7条、第9条、第15条及び付則の一部を改正。

平成20年(2008年) 5月15日 第5条及び第6条を第5条～第7条に改正し同日施行する。

青山学院校友会中央支部会則（再検討案）

（役員任期と重任制限）

第 10 条 2.役員は、再任することができる。但し、支部長・副支部長・常任幹事は夫々**継続して**3期(6年)、幹事は5期(10年)を越えて再任してはならない。

（役員定年）

第 12 条 **支部長は選出時満77歳未満**とし、その他の役員は**選出時満75歳未満**とする。但し、任期中に定年に達したときは、残存期間中は役員地位に留まるものとする。

2.前項に拘らず本会則第9条第2項に定める幹事については、同好会側の事情により**満75歳未満**の適任者を推薦できない場合には**幹事会の承認を得た上で**幹事に推薦・承認することが出来る。

付 則

2.施行・改正

昭和54年(1979年) 5月28日 支部設立と同時に制定し、施行する。

昭和62年(1987年) 5月20日 第7条改正。

平成元年(1989年) 5月23日 第5条改正。

平成7年(1995年) 5月24日 全面改正し、同日施行する。

平成11年(1999年) 5月21日 第7条、第9条、第15条及び付則の一部を改正。

平成20年(2008年) 5月15日 第5条及び第6条を第5条～第7条に改正し同日施行する。

平成29年(2017年) 5月26日 第10条及び第12条を改正し同日施行する。